

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当天的翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

◇規 則 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

## 規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十二号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(医師の診断書等)

第五条 省令第四条第一項第一号の医師の診断書及び同項第二号の意見書は、身体障害者診断書・意見書（様式第三号）とする。

第七条の見出しを「（身体障害者手帳再交付申請書等）」に改め、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十二条の三第一項」に、「身体障害者再交付申請書」を「身体障害者手帳再交付申請書」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十二条の三第二項」に改める。

第八条中「第七条第二項」を「第六条第二項」に、「身体障害者手帳交付記載事項変更通知書」を「身体障害者手帳交付（記載事項変更）通知書」に改める。

第十五条第二項を削る。

第二十条第二項中、「更生医療の給付が終了したときは、更生医療給付後結果状況調（様式第二十九号）を」を削る。

第二十四条中「昭和二十九年厚生省告示第二百二十八号」を「昭和四十八年厚生省告示第七十一号」に改める。

第二十六条中「規定により身体障害者更生援護施設への入所に關する」を削り、「更生援護施設に収容」を「入所」に改める。

第二十八条中「法第二十八条」を「法第二十七条第二項から第四項まで」に改め、同条第三号中「施設収容者台帳」を「施設入所者台帳」に改める。

第二十九条中「毎に」を「ごとに」に、「収容した」を「入所した」に、「身体障害者更生援護施設収容者状況報告書」を「身体障害者更生援護施設入所者状況報告書」に改める。

第三十条から第三十二条までを削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号

身体障害者診断書・意見書  
( 障 害 用 )

総括表

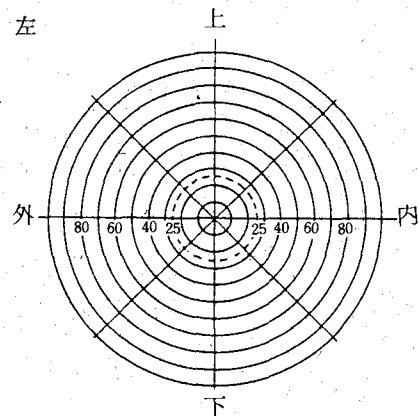
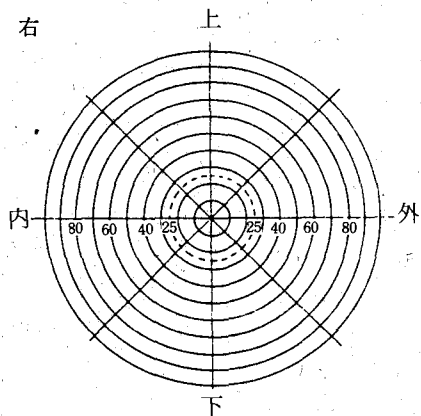
氏 名		生年 月 日	年 月 日	男・女
住 所				
① 障害名 (部位を明記すること。)				
② 原因となった 疾病又は外傷名			原 因	交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・ 疾病・先天性・その他 ( )
③ 疾病又は外傷発生年月日 ( 年 月 日 ) 及び場所 ( )				
④ 参考となる経過及び現症 (レントゲン及び検査所見を含む。)				
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日				
⑤ 総合所見				
(将来再認定 要 ・ 不要)				
⑥ その他参考となる合併症状				
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。				
年 月 日				
病院又は診療所の名称				
所 在 地				
診療科名 科 医師氏名 <span style="float: right;">㊦</span>				
身体障害者福祉法第15条第3項の規定による医師の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入すること。)				
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に				
・該当する ( 級相当)				
・該当しない				
(注) 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入して下さい。				
2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次葉以降の部分についてお問い合わせする場合があります。				

視覚障害の状況及び所見

1. 視 力

	裸 眼	矯 正
右	( × DCyl DAx )	
左	( × DCyl DAx )	

2. 視 野



3. 現 症

	右	左
外 眼		
中 間 透 光 体		
眼 底		

聴覚、平衡、音声、言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見

1 聴覚障害の状況及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記入する。)

ア 純音による検査

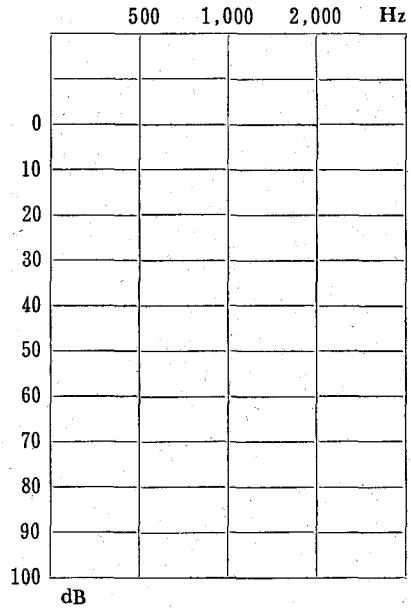
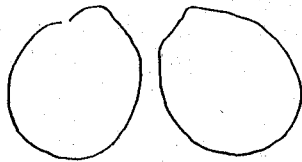
オーディオメータの型式\_\_\_\_\_

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(聴力レベル(新規格)・聴力損失(旧規格))  
(該当するものを○でかこむこと。)

(3)



イ 語音による検査

2 平衡機能障害の状況及び所見

3 音声・言語機能障害の状況及び所見

4 そしやく機能障害の状況及び所見

(唇顎口蓋裂の場合は、唇顎口蓋裂形成手術の有無)

(注) 1 1~4については、関係部分の障害について記入すること。

2 聴力障害の認定にあたり、昭和57年8月14日の改正後のJ I S規格(新規格)によるオーディオメータで測定したdB値については、周波数500・1,000・2,000Hzにおいて測定した値をそれぞれa・b・cとした場合 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a・b・cのうちいずれかが測定不能の場合(100dBの音も聴取できない場合)には当該dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。

暫定的に使用している改正前のJ I S規格(旧規格)によるオーディオメータで測定した場合のdB値については、周波数500・1,000・2,000Hzにおいて測定した値をそれぞれa・b・cとした場合 $\frac{a+2b+c}{4}+10$ の算式により算定し、a・b・cのいずれかが測定不能の場合(90dBの音も聴取できない場合)には当該dB値を95dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。

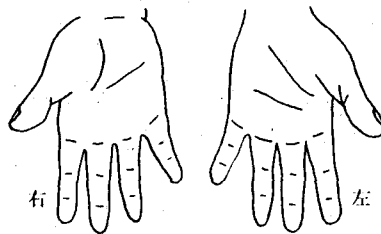
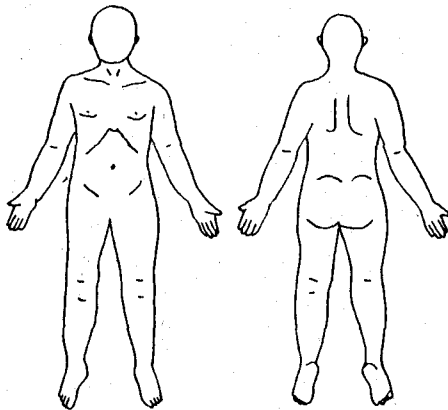
なお、〔 〕内は、旧オーディオメータの使用が認められる間の暫定的取扱いである。

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○でかこむこと。)

- 1 感覚障害(下記図示) : なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害(下記図示) : なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・  
その他
- 3 起因部位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害 : なし・あり
- 5 形態異常 : なし・あり

参 考 図 示



右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

× 変形    ■ 切離断    ▨ 感覚障害    ▩ 運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—× ( ) の中のものを使う時はそれに○

寝がえりする。		シャツを着て脱ぐ。	
あしをなげ出して座る。		ズボンをはいて脱ぐ。(自助具)	
椅子に腰かける。		ブラッシで歯をみがく。(自助具)	
立つ。(手すり・壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具)		顔を洗いタオルでふく。	
家の中を移動する。(壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具・車いす)		タオルを絞る。	
洋式便器に座る。		背中を洗う。	
排せつの後始末をする。		二階まで階段を上つて下りる。(手すり・つえ・松葉づえ)	
はし(スプーン・自助具)で食事をする。		屋外を移動する。〔家の周辺程度〕(つえ・松葉づえ・車いす)	
コップで水を飲む。		公共の乗物を利用する。	

(注) 1 身体障害者福祉法の等級は、機能障害 (impairment) のレベルで認定されますので、( ) の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

2 計測法

上肢長：肩峰 → <sup>とう</sup>橈骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘<sup>きよく</sup> → (脛骨<sup>ひい</sup>) 内果

上腕周径：最大周径

前腕周径：最大周径

大腿周径：膝蓋骨<sup>しつがい</sup>上縁上10cmの周径 (小児等の場合は別記)

下腿周径：最大周径

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) (この表は必要な部分を記入)

筋力テスト( )	関節可動域	筋力テスト( )	関節可動域	筋力テスト( )
↓	↓	↓	↓	↓
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
( ) 前屈		後屈 ( ) 頸 ( ) 左屈		右屈 ( )
( ) 前屈		後屈 ( ) 体幹	左屈	右屈 ( )
右 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		( ) 伸展 ( ) ( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 屈曲 ( )
( ) 屈曲		内転 ( ) 肩 ( )	内転	外転 ( )
( ) 外転		内旋 ( ) ( )	内旋	外旋 ( )
( ) 外旋		肘 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 肘 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 回外		回内 ( ) 前腕 ( )	回内	回外 ( )
( ) 回内		背屈 ( ) 手 ( )	背屈	掌屈 ( )
( ) 掌屈		伸展 ( ) 中 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 手 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 指 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 節 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) P ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 近 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 位 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 指 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 節 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) P ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) P ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) ( )	伸展	屈曲 ( )
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		伸展 ( ) ( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 股 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 外転		内転 ( ) ( )	内転	外転 ( )
( ) 外旋		内旋 ( ) ( )	内旋	外旋 ( )
( ) 屈曲		伸展 ( ) 膝 ( )	伸展	屈曲 ( )
( ) 伸展		背屈 ( ) 足 ( )	背屈	底屈 ( )

備 考

- (注) 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、 のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〰)を引く。
- 4 筋力については、表( )内に×△○印を記入する。  
×印は、筋力が消失または著減(筋力0、

- 1、2 該当)
- △印は、筋力半減(筋力3該当)
- 印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当)
- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
- 6 DIPその他手指の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。
- 7 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動は、この部分にはみ出し記入となる。

例示

(×)伸展 屈曲(△)

脳原性運動機能障害用

(該当するものを○でかこむこと。)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

<ひもむすびテスト結果>

- 1 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 2 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 3 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 4 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 5 度目の1分間 \_\_\_\_\_ 本
- 計 \_\_\_\_\_ 本

イ 一上肢機能障害

<5動作の能力テスト結果>

- a 封筒をはさみで切る時に固定する。 (可能・不可能)
- b さいふからコインを出す。 (可能・不可能)
- c かさをさす。 (可能・不可能)
- d 健側のつめを切る。 (可能・不可能)
- e 健側のそで口のボタンをとめる。 (可能・不可能)

2 移動機能障害

<下肢・体幹機能評価結果>

- a つたい歩きをする。 (可能・不可能)
- b 支持なしで立位を保持し、その後10m歩行する。 (可能・不可能)
- c いすから立ち上がり、10m歩行し、再びいすに座る。 (可能・不可能)  
\_\_\_\_\_ 秒
- d 50cm幅の範囲内を直線歩行する。 (可能・不可能)
- e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上がる。 (可能・不可能)

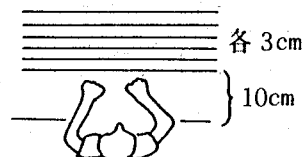
(注) 1 この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によつて脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利なものに適用する。

2 上肢機能テストの具体的方法

ア ひもむすびテスト

事務用とじひも(おおむね48cm規格のもの)を使用する。

- ① とじひもを机の上、被験者前方に図のように置き、並べる。
- ② 被験者は、手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひとむすびする。



(注) 1 上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。

2 手を机の上に浮かしてむすぶこと。



- ③ むすび目の位置は問わない。
- ④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには、検査担当者が戻す。
- ⑤ ひもは、検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行つても、休み時間を置いて5回行つてもよい。

イ 5動作の能力テスト

a 封筒をはさみで切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持つて封筒の上ののせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

b さいふからコインを出す。

さいふを患手で持ち、空中に支え（テーブル面上ではなく）、健手でコインを出す。ジッパーをあけてしめることを含む。

c かさをさす。

開いているかさを空中で支え、10秒間以上まつすぐ支えている。立位でなく座位のままてよい。肩にかついではいけない。

d 健側のつめを切る。

大きめのつめ切り（約10cm）で特別の細工のないものを患手で持つて行う。

e 健側のそで口のボタンをとめる。

のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

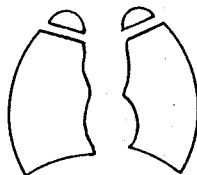
心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

（該当するものを○でかこむこと。）

1 臨床所見

- |   |                |
|---|----------------|
| ア 動 悸 (有・無)                             | キ 浮 腫 (有・無)    |
| イ 息 切 れ (有・無)                           | ク 心 拍 数        |
| ウ 呼 吸 困 難 (有・無)                         | ケ 脈 拍 数        |
| エ 胸 痛 (有・無)                             | コ 血 圧 (最大、最小)  |
| オ 血 痰 (有・無)                             | サ 心 音          |
| カ チアノーゼ (有・無)                           | シ その他の臨床所見 ( ) |
| ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等 ( ) |                |

2 胸部X線所見 ( 年 月 日)



心胸比

- 3 心電図所見 ( 年 月 日)
- ア 陳旧性心筋梗塞 (有・無)
  - イ 心室負荷像 (有<右室・左室・両室>・無)
  - ウ 心房負荷像 (有<右房・左房・両房>・無)
  - エ 脚ブロック (有・無)
  - オ 完全房室ブロック (有・無)
  - カ 不完全房室ブロック (有第 度・無)
  - キ 心房細動(粗動) (有・無)
  - ク 期外収縮 (有・無)
  - ケ S T の低下 (有 mV・無)
  - コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただし、V1を除く。)のいずれかのTの逆転 (有・無)
  - サ 運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下 (有・無)
  - シ その他の心電図所見 ( )
  - ス 不整脈発作のある者では、発作中の心電図所見 ( 年 月 日 ) ( )

4 活動能力の程度

- ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの、又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの
- イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの
- エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰返し必要としているもの
- オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は繰返してアダムスストークス発作がおこるもの

- 5 人工ペースメーカー (有・無)
- 人工弁移植、弁置換 (有・無)

心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳未満用)

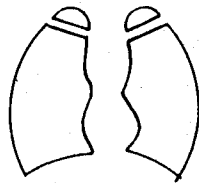
(該当するものを○でかこむこと。)

1 臨床所見

- ア 著しい発育障害 (有・無)
- イ 心音・心雑音の異常 (有・無)
- ウ 多呼吸又は呼吸困難 (有・無)
- エ 運動制限 (有・無)
- オ チアノーゼ (有・無)
- カ 肝腫大 (有・無)
- キ 浮腫 (有・無)

2 検査所見

(1) 胸部X線所見 ( 年 月 日)



心胸比

- ア 心胸比0.56以上 (有・無)
- イ 肺血流量増又は減 (有・無)
- ウ 肺静脈うつ血像 (有・無)

(2) 心電図所見

- ア 心室負荷像 (有<右室・左室・両室>・無)
- イ 心房負荷像 (有<右房・左房・両房>・無)
- ウ 病的な不整脈 [種類 ] (有・無)
- エ 心筋障害像 [所見 ] (有・無)

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 ( 年 月 日)

- ア 冠動脈の狭窄又は閉塞
- イ 冠動脈瘤又は拡張

3 養護の区分

- (1) 6か月～1年毎の観察
- (2) 1か月～3か月毎の観察
- (3) 症状に応じて要医療
- (4) 継続的要医療
- (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの

腎臓の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○でかこむこと。)

1 腎機能

- ア 内因性クレアチニンクリアランス値 ( ml/分・測定不能)
- イ 血清クレアチニン濃度 ( mg/dl)
- ウ 血清尿素窒素濃度 ( mg/dl)
- エ 24時間尿量 ( ml/日)
- オ 尿所見 ( )

2 その他参考となる検査所見

(胸部X線、眼底所見、心電図等)

3 臨床症状 (該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の〔 〕内に記入すること。)

- ア 腎不全に基づく末梢神経症 (有・無) [ ]
- イ 腎不全に基づく消化器症状 (有・無) [食思不振、悪心、嘔吐、下痢]

ウ	水分電解質異常 (有・無)	<table border="0"> <tr> <td>Na</td> <td>mEq/l、K</td> <td>mEq/l</td> </tr> <tr> <td>Ca</td> <td>mEq/l、P</td> <td>mg/dl</td> </tr> <tr> <td colspan="3">浮腫<sup>しゅ</sup>、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血、</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他 ( )</td> </tr> </table>	Na	mEq/l、K	mEq/l	Ca	mEq/l、P	mg/dl	浮腫 <sup>しゅ</sup> 、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血、			その他 ( )		
Na	mEq/l、K	mEq/l												
Ca	mEq/l、P	mg/dl												
浮腫 <sup>しゅ</sup> 、乏尿、多尿、脱水、肺うつ血、														
その他 ( )														
エ	腎不全に基づく精神異常	(有・無) ( )												
オ	X線上における骨異栄養症	(有・無) [高度、中等度、軽度]												
カ	腎性貧血	(有・無) [Hb g/dl、Ht % 赤血球数 ×10 <sup>4</sup> /mm <sup>3</sup> ]												
キ	代謝性アシドーシス	(有・無) [CO <sub>2</sub> 又はHCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> mEq/l]												
ク	重篤 <sup>じゅう</sup> な高血圧症	(有・無) [最大血圧/最小血圧 mmHg]												
ケ	腎不全に直接関連するその他の症状	(有・無) ( )												
4 現在までの治療内容 (慢性透析療法の実施の有無(回数 /週、期間)等)														
5 日常生活の制限による分類														
ア	家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの													
イ	家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの													
ウ	家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの													
エ	自己の身の辺の日常生活活動を著しく制限されるもの													

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○でかこむこと。)

1 身体計測

身長                      cm                      体重                      kg

2 活動能力の程度

ア 階段を人並みの速さで登れないが、ゆつくりなら登れる。

イ 階段をゆつくりでも登れないが、途中休みながらなら登れる。

ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆつくりなら歩ける。

エ ゆつくりでも少し歩くと息切れがする。

オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。

3 胸部X線所見 (      年      月      日)

ア 胸 膜 癒 着                      (無・軽度・中等度・高度)

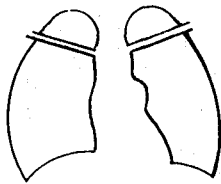
イ 気 腫 化                      (無・軽度・中等度・高度)

ウ 繊 維 化                      (無・軽度・中等度・高度)

エ 不 透 明 肺                      (無・軽度・中等度・高度)

オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)

カ 心縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気の機能 ( 年 月 日)

ア 予測肺活量 ml

イ 1秒量 ml

ウ 予測肺活量1秒率  $\% (= \frac{イ}{ア} \times 100)$

(ア・ウについては、次のノモグラムを使用すること。)

5 動脈血ガス ( 年 月 日)

ア O<sub>2</sub> 分圧:    .  Torr

イ CO<sub>2</sub>分圧:    .  Torr

ウ pH :  .

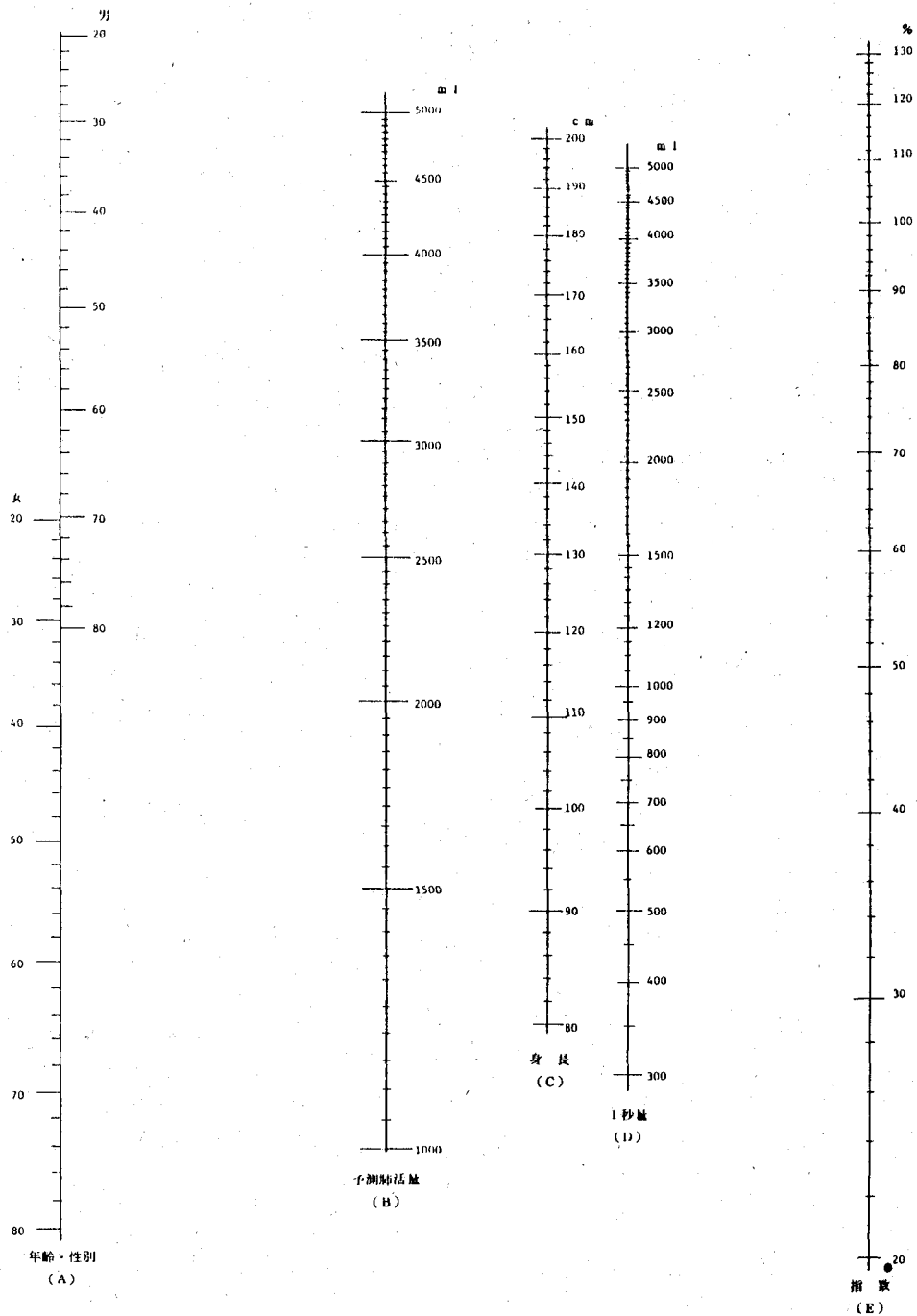
エ 採血より分析までに時間を要した場合  時間  分

オ 耳朶血を用いた場合: (  )

6 その他の臨床所見

(注) ノモグラムの使い方

- 1 (A)と(C)から(B)上に Baldwin の予測式による予測肺活量が得られる。(B)と(D)から(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
- 2 (D)を1秒量の代りに実測肺活量とすれば、(B)と(D)から(E)上にパーセント肺活量が得られる。
- 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)から(E)上に通常の1秒率が得られる。



ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○でかこむこと。)

1 障害の種類

(1) 尿路変向(更)のストマ造設

- ア 腎瘻 じんろう
- イ 腎盂瘻 じんろう
- ウ 尿管瘻 うろう
- エ 回腸(結腸)導管
- オ 膀胱瘻 ぼうこうろう

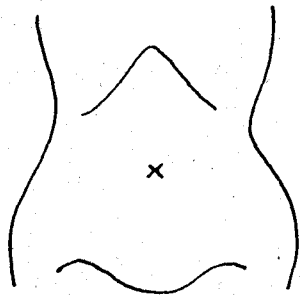
(2) 人工肛門のストマ造設

- ア 回腸
- イ 上行・横行結腸
- ウ 下行・S字結腸

(3) 二分脊椎による膀胱直腸麻痺 せきつい ぼうこう ひ

2 ストマの状況及び所見

(1) ストマの状況



ア 部位(図示)・数\_\_\_\_\_個(単孔式・双孔式)

イ 大きさ 縦(矢状径) \_\_\_\_\_ CM × 横 \_\_\_\_\_ CM  
高 さ(皮膚面から) \_\_\_\_\_ CM

ウ 所 見

- (ア) 陥凹(没) (有・無)
- (イ) 狭 窄 さく (有・無)
- (ウ) 脱出(腸管) (有・無)
- (エ) ヘルニア (有・無)
- (オ) その他の異常所見

( )

(2) ストマ周囲皮膚の状況

○ びらん又は潰瘍 かいよう (有<全周・半周・四分の一周・ストマ辺縁より最大\_\_\_\_\_ CM>・無)

(3) 長期にわたる装着用 (可能・不可能)

(4) 治療による改善の見込 (有・無)

(5) 便の性状 (人工肛門のストマ造設の場合で定常的状态を記入)

ア 固型・半流動性・水様

イ 通便のための食事の制限

(有 <内容 \_\_\_\_\_ > ・ 無)

3 排尿・排便機能障害の症状、所見及び検査成績

(1) 排尿機能障害の症状及び所見(人工肛門のストマ造設又は二分脊椎の場合) せきつい

ア 完全尿失禁 (有・無)

イ 腹圧性尿失禁 (有 <失禁率 \_\_\_\_\_ %> ・ 無)

ウ 自己導尿を常時施行 (有・無)

エ 留置カテーテル (有・無)

オ 排尿時腹圧の必要 (有・無)

カ 排尿時間が60秒を超える (有・無)

キ 残 尿 \_\_\_\_\_ ml ( \_\_\_\_\_ %)

ク 泌尿器科学的検査

(ア) 膀胱内圧検査 (検査用紙を添付すること。)

- a 過活動型(有・無)  
b 低活動型(有・無)

(イ) 排泄性腎盂造影検査

- a 水腎症(有・無)  
b 結石形成(有・無)

(注) この検査は、3の(1)のA~キの所見がないにもかかわらず、排尿障害を訴える場合に適用する。

ケ 一般検査

(ア) 検尿

- a pH    b 比重    c 糖(+)(-)    d たんぱく(+)(-)  
e ウロビリノーゲン(+)(-)  
f 尿沈査    (a) 赤血球    個/    視野  
              (b) 白血球    個/    視野  
              (c) 細菌    個/    ml

(イ) 血液

- a 血清尿素窒素濃度                    mg/dl  
b 血清クレアチニン濃度                mg/dl  
c 血清カリウム濃度                    mEq/l  
d 血清クロール濃度                    mEq/l

(2) 排便機能障害の症状及び所見(二分脊椎<sup>\*\*\*つい</sup>の場合)

- ア 便失禁 (完全失禁・不完全失禁)  
イ 便秘 (有・無)  
ウ 肛門周囲の皮膚の汚染又はびらん (有・無)  
エ 知覚障害の部位 第\_\_\_\_\_ (腰・仙) 髓の高さ

4 日常生活の制限

起居動作に極度の制限を受けるため、一日の大半を就床している状態 (有・無)

(注) 4については、次に該当する場合に記入すること。

ア 尿路変向(更)のストマに、回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマの著しい変形又はストマ周囲の著しい皮膚のびらんがあるもの

イ 回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマをもち、かつ、高度の排尿機能障害及びストマの著しい変形又はストマ周囲の著しい皮膚のびらんがあるもの

○「ストマの著しい変形又はストマ周囲の著しい皮膚のびらん」とは、ストマ用装具の装着ができないほどのストマの著しい変形又はストマ周囲の皮膚のびらんであつて、治療によつて軽快の見込みのないものをいう。

○「高度の排尿機能障害」とは、人工肛門造設術後又は二分脊椎<sup>\*\*\*つい</sup>による神経因性膀胱<sup>ぼうこう</sup>であつて、完全尿失禁、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態をいう。





様式第十七号及び様式第十八号を次のように改める。

様式第17号及び様式第18号 削除

様式第二十九号を次のように改める。

様式第29号 削除

様式第三十八号中「の收容保護」を削ぐ、「させることが適当と認められるので委託することに決定しました」や「させることが適当と認められたる」を「委託することに決定しました」と改める。

様式第三十九号中「補導科目」を「指導科目」と、「收容し」を「入所し」と改める。

様式第四十二号中「施設收容者台帳」を「施設入所者台帳」と、「補導科目毎」を「指導科目別及び」と改める。

様式第四十三号中「身体障害者更生援護施設收容者状況報告書」や「身体障害者更生援護施設入所者状況報告書」と、「收容状況」を「入所状況」と、「訓練科目」を「指導科目」と改める。

様式第四十四号から様式第四十七号までを削ぐ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。